

理事長報酬及び費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 正和会（以下「法人」という。）の理事長（以下「役員」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 法人の役員に対して報酬を支給する。

2 役員報酬額は、月額 38 万円とする。

(支 給 日)

第3条 役員報酬は、毎月末日（支給日が銀行休日日の場合は、前営業日に支払う。）

(費用弁償)

第4条 役員が、理事会またはその他に会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅行規程に準じて、交通費の実費額とする。

3 日当及び宿泊料は、次のとおりとする。

日当 1日につき 20,000 円

宿泊料 1泊につき 10,000 円

4 非常勤役員（理事・監事）、評議員が、役員会等へ参加する場合には、出張旅費規定第3条に基づき、交通費として一律 5,000 円を支給する。但しその額は1人当たりの各年度の総額が3万円を超えない範囲とする。

(改 正)

第5条 この規程については、評議員会の議決を要する。

付 則

1. この規定は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

2. 平成 29 年 6 月 13 日 一部改定